

H I V 感染防止のための予防薬配置要領

1 目的

この要領は、「針刺し後のH I V感染防止体制の整備について」（平成 11 年 8 月 30 日付け、健医疾発第 90 号・医薬安第 105 号、厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長・厚生省医薬安全局安全対策課長通知）に基づき、岩手県保健福祉部医療政策室（保健所を経由する場合を含む。以下「県」という。）が岩手県内の医療機関に予防薬を配置することにより、針刺し・切創等の職業上曝露（以下、曝露という）が発生した場合のH I V感染を防止することを目的とする。

2 配置する予防薬及び医療機関

(1) 予防薬

予 防 薬 名	服 用 方 法	規 格 ・ 単 位
TVD (ツルバダ)	1 日 1 回 (1 錠/回) 食事とは無関係	1 錠 TDF300mg/FTC200 mg
RAL (アイセントレス)	1 日 2 回 (1 錠/回) 食事とは無関係	1 錠 400mg

(2) 予防薬配置医療機関 エイズ治療拠点病院及び県立病院等に配置

地域	予防薬配置医療機関	地域	予防薬配置医療機関
県央	岩手医科大学附属病院※1	一関	花泉地域診療センター
	中央病院※2		大船渡病院
	紫波地域診療センター		高田病院
	沼宮内地域診療センター		住田地域診療センター
中部	中部病院	釜石	釜石病院
	遠野病院		大槌病院
	東和病院	宮古	宮古病院
	大迫地域診療センター		山田病院
奥州	胆沢病院	久慈	久慈病院
	江刺病院	二戸	二戸病院
一関	磐井病院		一戸病院
	千厩病院		軽米病院
	大東病院		九戸地域診療センター

※1：エイズ治療中核拠点病院、※2 エイズ治療拠点病院

3 予防薬の服用基準

予防薬は、「医療事故後のH I V感染防止のための予防服用マニュアル」（2007 年 7 月改訂版。国立国際医療センター病院エイズ治療・研究開発センター。以下「予防服用

マニュアル」という。)及び「抗H I V治療ガイドライン」(2015年3月。平成26年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「H I V感染症及びその合併症の課題を克服する研究(研究代表者:白阪琢磨)」)を参考にして、H I V抗体陽性もしくは非常に強く陽性が疑われる患者の医療行為時等に曝露が発生した場合に服用すること。

4 予防薬の投与方法

感染予防のためには、曝露から1~2時間以内の予防薬服用が肝要であることから、可能な限り速やかに第1回目の服用をするため、図1「予防薬の投与・管理の流れ」及び次の事項に留意のうえ取り扱う。

- (1) 予防薬配置医療機関において曝露が発生した場合は、原則として当該予防薬配置医療機関に配置する予防薬を使用すること。
- (2) 予防薬配置医療機関以外の医療機関・保健所において曝露が発生した場合は、当該医療機関(以下「事故発生医療機関」という。)は、最も迅速に対応可能な予防薬配置医療機関と連絡調整の上、投与方法を決定すること。
- (3) 予防薬配置医療機関又は事故発生医療機関の医師は、曝露を受けた者に対し、予防薬の服用について予防服用マニュアルに沿って十分説明し、同意を得た上で予防薬を投与すること。
- (4) 予防薬を投与・提供した予防薬配置医療機関は、別紙様式1「HIV感染予防内服投与報告書」を速やかに岩手県保健福祉部医療政策室に提出すること。

5 県が配置する予防薬の管理方法等

県が配置する予防薬は、次により管理するものとする。

- (1) 予防薬配置医療機関は、予防薬を室温で、他の薬剤とは分けて保管すること。
- (2) 県は、予防薬配置医療機関において予防薬を使用し、又は廃棄したとの報告を受けたときは、速やかにこれを補充すること。
- (3) 予防薬配置医療機関は、予防薬の使用、廃棄、補充等の状況について、別紙様式2「暴露後のH I V感染防止のための予防薬受払簿」により管理し、各年度の3月末日までに当該受払簿の写しを県に提出すること。
- (4) 県が配置する予防薬は、原因となった患者のHIV抗体検査の結果が判明するまで、もしくは当事者が専門医に受診できるまでの必要最小限の提供とすること。
- (5) 上記(1)~(4)により難い事情が生じた場合には、県、予防薬配置医療機関又は事故発生医療機関において、その都度協議すること。

附則 この要領は、平成 9年11月26日から施行する。

附則 この要領は、平成15年 2月 5日から施行する。

附則 この要領は、平成16年 4月22日から施行する。

附則 この要領は、平成19年 7月 2日から施行する。

附則 この要領は、平成19年10月16日から施行する。

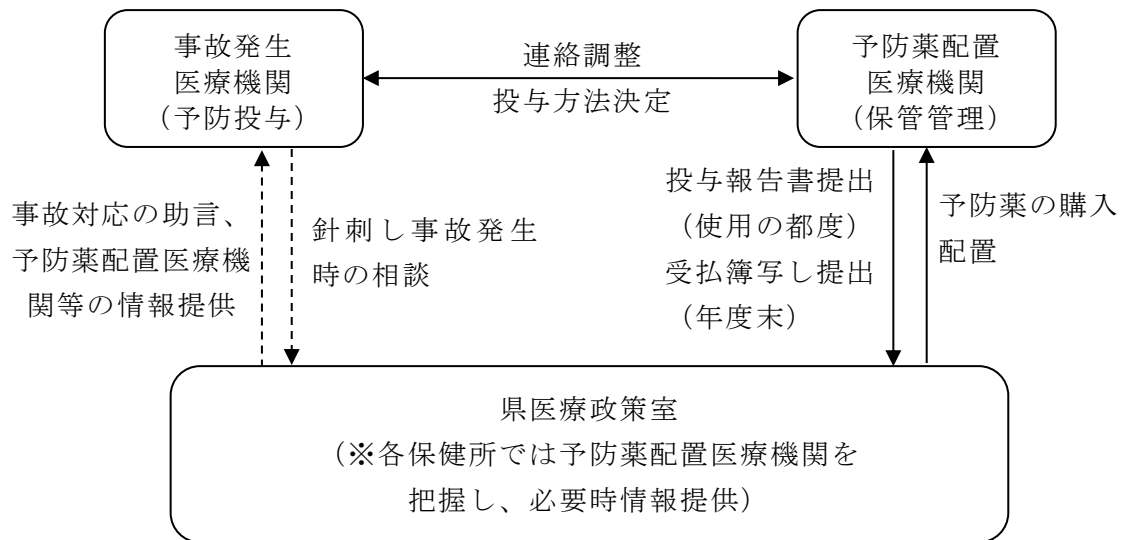
附則 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年 5月21日から施行する。

附則 この要領は、平成26年 9月16日から施行する。

附則 この要領は、平成28年 3月 9日から施行する。

(図1) 予防薬の投与・管理の流れ



保健所等連絡先一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
県央保健所	019-629-6573	宮古保健所	0193-64-2218
中部保健所	0198-22-2331	久慈保健所	0194-53-4987
奥州保健所	0197-22-2831	二戸保健所	0195-23-9206
一関保健所	0191-26-1415	盛岡市保健所	019-603-8308
大船渡保健所	0192-27-9913		
釜石保健所	0193-25-2702	医療政策室	019-629-5417

予防薬配置医療機関連絡先一覧

予防薬配置医療機関	電話番号	予防薬配置医療機関	電話番号
岩手医科大学附属病院	019-651-5111	花泉地域診療センター	0191-82-1231
中央病院	019-653-1151	大船渡病院	0192-26-1111
紫波地域診療センター	019-676-3311	高田病院	0192-54-3221
沼宮内地域診療センター	0195-62-2511	住田地域診療センター	0192-46-3121
大迫地域診療センター	0198-48-2211	釜石病院	0193-25-2011
中部病院	0197-71-1511	大槌病院	0193-42-2121
遠野病院	0198-62-2222	宮古病院	0193-62-4011
東和病院	0198-42-2211	山田病院	0193-82-2111
胆沢病院	0197-24-4121	久慈病院	0194-53-6131
江刺病院	0197-35-2181	二戸病院	0195-23-2191
磐井病院	0191-23-3452	一戸病院	0195-33-3101
千厩病院	0191-53-2101	軽米病院	0195-46-2411
大東病院	0191-72-2121	九戸地域診療センター	0195-42-2151

(別紙様式1)

平成 年 月 日

岩手県保健福祉部医療政策室長 様

配置機関名

代表者名

印

HIV 感染予防内服投与報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 提供先医療機関（予防薬を投与されたものの所属）

医療機関名： (所属科まで)	
所在地： (連絡先)	TEL：

2 薬剤投与日及び薬剤の種類・数量

薬剤投与日：	平成 年 月 日	
薬剤名	Lot. No.	用法・用量・備考
ツルバダ錠 (TVD)		1回 1錠 () 回分 備考：
アイセントレス錠 (RAL)		1回 1錠 () 回分 備考：

3 事故の状況

・事故の発生日時：	平成 年 月 日
・事故発生場所：	
・事故発生状況：	

(別紙様式2) 曝露後のH I V感染防止のための予防薬受払簿

医療機関名

薬 剤 名						
年 月 日	受	払	残	ロット番号	有効期限	摘 要

- (注) 1 受払については、使用した薬剤及び他の医療機関へ提供した薬剤等の数量を記入すること。
2 摘要欄には、受払の理由を記入すること。